

申請受付から補助金交付までの流れ

「家のリフォームをしよう！」



ステップ① 申請書類を提出

交付決定通知書が届いたら…

- 工事請負契約書や工事内訳見積書の写し、着工前の写真または図面などが必要です。
- 申請書類の審査を行い、市から交付決定通知書を送付します。また、必要に応じて現地確認を行います。
- ⚠️ 交付決定前の工事着工は、補助対象になりません。必ず、交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。**

ステップ② リフォーム工事！



- 補助金交付決定通知後に、工事内容の変更があった場合、補助金変更の申請が必要となります。工事請負変更契約書や変更後の工事内訳見積書などを提出いただきます。
- ⚠️ 補助金の増額変更はできません（減額は可能）。補助金申請前に、工事内容をよく検討してください。**

工事が終わったら…

ステップ③ 完了実績報告書を提出

施工実績の審査が終わったら…

- 工事箇所の完成写真や、工事代金の領収書の写しなどの書類を提出していただきます。
- 実績報告書の審査（現地確認）を行い、市から補助金交付額の確定通知書を送付します。その後、補助金の請求をしてください。
- ⚠️ 完了実績報告書は、申請年度の1月31日（平成25年度の場合は平成26年1月31日）までに提出してください。**

補助金を指定口座へ振込

※詳しくは、建築住宅課へお問い合わせしていただくか、市ホームページをご覧ください。

☎ 建築住宅課 28-6183
🌐 <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/kensetsubu/kcj/index.html>

⚠️ 注意

市では、訪問や電話によるリフォームの勧誘または特定業者の勧奨は一切行っていません。悪質な業者によるトラブルには十分に注意してください。

補助額

最大 100,000 円

※対象費用の10分の1を補助します
(補助は、対象工事費用が10万円以上の場合に限ります)

本市では昨年から、地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成する事業を開始しました。

なお、この事業は平成26年度までの3か年限定事業となっております。また、年度内に補助金を交付する補助事業となっておりますので、リフォームを検討の方は、お早めに申し込みされるようお勧めします。

また、各年度の予算が無くなり次第、その年度の受付を終了させていただきます。

⚠️ 施工業者が市内の建築業者である必要があります。市外業者の場合、補助対象にはなりません。

- #### 住宅リフォーム等補助事業の概要
- 受付期間・時間**
平成25年6月3日(月)から受付開始
8時30分～17時15分
※先着順に受付し、予算が無くなり次第終了します
- 補助対象者**
- 市内に在住で、持ち家住宅のリフォームなど工事を行なう人
 - 市税を滞納していない人
 - 施工業者、申請者がともに暴力団員などでない人

- 補助対象住宅**
- 市内所有で、建築後10年以上経過している自ら居住している住宅
 - ※マンションなどの集合住宅は個人専有部分、店舗などとの併用住宅は個人住宅部分
- 補助の対象となる工事**
- 市内の建築業者が、補助対象工事の施工業者であること
 - 補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む)が、10万円以上であること
 - 平成26年1月31日までに、完了実績報告書の提出ができる工事であること

お家のリフォーム、考えてみませんか？
リフォーム費用の一部、市が補助します

6月3日から申請受付開始！住宅リフォーム補助

住宅リフォームと耐震改修工事の減税制度

要件を満たすリフォーム工事などを行うと、所得税や固定資産税の控除が受けられる場合があります。

所得税については伊予三島税務署(24・5410)、固定資産税については税務課(28・6009)へお問い合わせください。